

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 24 年 6 月すぎに 漁業協同組合定例検査について検査資料」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定により長崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 24 年 11 月 22 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成 24 年度 漁業協同組合検査書（以下「本件対象公文書」という。）」を特定し、平成 24 年 11 月 30 日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対して、その旨を通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 24 年 12 月 11 日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県の検査は、十分に精査し検査が行われているか不透明である。
- (2) 当該漁協の事務処理が不当な処理がなされている。
- (3) 県の検査が重大な過失を犯している。

- (4) 当該漁協又は事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについて、その適正な事業の遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めるに足りる事情を主張立証すべきである。
- (5) 申立人は、当該漁協の組合員である。当該漁協の事務執行が適切に運営が行われているか知る権利がある。正組合員であれば検査の状況を知る権利がある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、県が水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「法」という。）第123条第4項の規定に基づき、当該漁業協同組合（以下「当該漁協」という。）の適法かつ健全な運営確保のため、業務又は会計の状況を検査し、この検査に基づき、改善が必要と認められる重要な指摘事項等を記載して、当該漁協に対し交付した「平成24年度 漁業協同組合検査書」の開示を求めるものである。

2 部分開示とした理由

(1) 不開示とした情報について

本件処分において不開示とした情報は、本件対象公文書のうち「総評の一部」、「主要指摘事項」、「1 自己資本勘定の分析表の金額及び出資口数」、「2 水産業協同組合法施行令等適合状況の表の金額及び基準との対比」、「3 総資産の自己査定の正確性の表の金額及び分類の割合」、「4 分類資産明細表の相手方の氏名や名称、科目、年度末残高、自己査定及び検査吏員査定の内容等」及び「5 外部確認の表の『（1）外部確認実施状況の数、回収数、未回収数』、『（2）外部確認による残高不突合及び未回答の明細表の相手先別の氏名、種類別、組合の帳簿残高等』」の部分である。

(2) 不開示とした理由

条例第7条第1号の該当性について

本件対象公文書には、組合の取引先、融資先の個人名が記載されており、これらは条例第7条第1号に該当する。

条例第7条第2号の該当性について

本件対象公文書には、当該漁協の組織管理や経営内容に関する情報等が

詳細に記載され、また、特定の個人と当該漁協との金融取引に関する情報や取引先の信用状況に関する評価も記述されている。これらの情報を公にすることにより、当該漁協の経営状況や将来性等に関して無用な誤解や憶測を生じさせることになりかねず、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

条例第7条第5号の該当性について

法第123条第4項に基づく検査の結果が公にされれば、今後、検査の対象となる漁協からの協力が得られないことも予想される。

さらに、漁協の信用に関する情報が公になれば、当該漁協だけでなく、水産系統信用事業全体に対する信頼性が動揺する可能性も否定できず、検査員が影響を懸念して、検査書の作成に際して率直な認識や意見を表明することに萎縮して消極的になることも考えられる。

これらのことから、検査結果に関する文書のうち、当該漁協の組織管理や経営内容に関する情報を公にすることは、県が行う法第123条第4項の規定に基づく漁協の事務又は事業等の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に該当する。

3 異議申立の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

- (1) 異議申立人は「常例検査（異議申立人のいう「定例検査」書き換え。以下同じ。）が十分に精査し検査が行われているか不透明である」こと、「漁協の信用事業において不当な事務処理が行われている」こと、「水産課の常例検査が重大な過失を犯している」こと等を述べているが、いずれも本件開示請求に至った理由を述べているに過ぎず、部分開示の根拠規定適用理由と直接関連性はなく、本件処分が違法として異議申立をする理由にはならない。
- (2) 異議申立人は「「 漁協又は事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とのべている。これを公にすることにより漁協又は事業者の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があると認めるに足りる事情を主張立証すべき」と述べているが、前記2(2)のとおり、条例第7条第2号に該当する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、実施機関が、法第 123 条第 4 項に基づき、当該漁協の適法かつ健全な運営確保のため、業務又は会計の状況を検査し、この検査に基づき、改善が必要と認められる重要な指摘事項等を記載して、当該漁協に対し交付した「平成 24 年度漁業協同組合検査書」であると認められる。

本件対象公文書は、次に掲げる内容で構成されている。

- (1) 検査の要領
- (2) 総評
- (3) 主要指摘事項
- (4) 検査書の別添検査結果取りまとめ表
 - 自己資本勘定の分析表
 - 水産業協同組合法施行令等適合状況
 - 総資産の自己査定の正確性
 - 分類資産明細表
 - 外部確認

2 本件異議申立てについて

異議申立人が前記「第 3 異議申立人の主張の要旨」中「2 異議申立の理由」の(4)で述べている内容から、本件異議申立の対象は、本件対象公文書のうち、実施機関が条例第 7 条第 2 号を根拠として不開示とした下記の(1)から(3)についてであると認められる。

- (1) 総評の一部
- (2) 主要指摘事項
- (3) 検査書の別添検査結果取りまとめ表のうち
 - 自己資本勘定の分析表の金額及び出資口数
 - 水産業協同組合法施行令等適合状況の表の金額及び基準との対比
 - 総資産の自己査定の正確性の表の金額及び分類の割合
 - 分類資産明細表の相手方の氏名や名称、科目、年度末残高、自己査定及び検査吏員査定の内容等

3 部分開示決定の理由について

異議申立の対象となった前記「2 本件異議申立てについて」の(1)から(3)について、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第 7 条第 1 号及び第 2 号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

- (1) 条例第 7 条第 1 号について
 - 条例第 7 条第 1 号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情

報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

(2) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次に掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

4 部分開示決定の妥当性について

(1) 総評の一部

総評のうち不開示とされた部分は、検査の結果明らかとなった当該漁協の経営状況や組織管理に関する指摘事項であり、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条

同号ただし書に該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

(2) 主要指摘事項

主要指摘事項には、当該漁協の経営状況や組織管理に関する指摘事項が記載されており、これらが公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

(3) 検査書の別添検査結果取りまとめ表のうち 自己資本勘定の分析表の金額及び出資口数、水産業協同組合法施行令等適合状況の表の金額及び基準との対比、総資産の自己査定の正確性の表の金額及び分類の割合

これらは、当該漁協の財務内容のデータであって、公にされると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、今後の当該漁協の事業活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、当該漁協の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号本文アに該当し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

(4) 検査書の別添検査結果取りまとめ表のうち 分類資産明細表の相手方の氏名や名称、科目、年度末残高、自己査定及び検査吏員査定の内容等

これらは、貸付先相手方の氏名や名称、個々の貸付金額、貸付の形態の分類、貸付に対する評価などである。

このうち、貸付先相手方が個人である場合、氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、また、氏名を不開示にしたとしても、そのほかの部分が公にされると、比較的狭小な地域社会である場合においては、貸付先が推測される場合があり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、これらは条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

また、貸付先相手方が法人その他の団体である場合、これらの情報が公にされると、当該法人等の社会的評価に影響を与え、今後の事業者の活動に支障を及ぼす場合があると考えられ、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同条第2号本文アに該当

し、同条同号ただし書に該当しない。

したがって、これらについて不開示としたことは妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年12月21日	・実施機関から諮問書を受理
平成25年 1 月 8 日	・実施機関から理由説明書を受理
平成25年 1 月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年 2 月14日	・審査会（概要説明及び審査）
平成25年 3 月25日	・審査会（審査）
平成25年 5 月24日	・審査会（審査）
平成25年 5 月31日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
大 内 和 直	長崎大学経済学部教授	会 長
石 橋 龍 太 郎	弁護士	会長職務代理者
大 島 信 裕	長崎新聞社総務局次長	
福 村 喜 美 子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	